



Ⅱ

基本構想

第1章 まちづくりの基本方針

第2章 計画の基本フレーム

第3章 施策の体系

第1章 まちづくりの基本方針

第1節 基本理念

本市を取り巻く社会動向の変化を的確にとらえ、市が抱えている諸課題に対応しながら、北茨城市の新しいまちづくりを進めるにあたり、基本理念を次のように定めます。

基本理念 1

みんなで考え、みんなで創るまちづくり

- 市民と行政が、それぞれの役割を認めあい、ともに知恵を出しあい、みんなで創るまちづくりを目指します。
- 子どもから高齢者まで、ここに住む市民を主体に考え、あらゆる分野で市民と行政との協働体制が構築されたまちを目指します。
- 市民が主役で、人と人とのつながりを大切に、支えあうまちを目指します。

基本理念 2

誰もが安心してずっと住み続けたいまちづくり

- 市民一人ひとりの想いを尊重しながら、誰もが「住み続けたい」、「住んでよかった」と実感できるまちを目指します。
- 本市の魅力を行政と市民で共有し、みんなで発信し、外からも「住みたい」と憧れるまちを目指します。
- 地域力やまちの魅力に磨きをかけ、誰もが生涯にわたり、安心して豊かに暮らせるまちを目指します。

基本理念 3

誰もが誇りと元気にあふれる活力あるまちづくり

- 本市の豊かで美しい自然資源、誇れる文化と歴史、地域に根ざした産業など魅力ある地域資源を最大限に活用し、市民誰もが誇りをもち、元気に暮らせるまちを目指します。
- 本市の地域資源と市民の地域力を活用し、地域特性に応じた産業振興を推進し、活力あるまちを目指します。
- 豊かな地域資源を本市の大切な宝として誇り、守り、育みながら、次世代へつなげていくまちを目指します。



第2節 将来都市像

本計画では、まちづくりの基本理念を踏まえ、北茨城市の将来都市像を次のように定めます。



誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城

～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～



本市は、海の幸、山の幸に恵まれ、美しく、心地よいふるさとの風景に囲まれ、誇れる文化や歴史、地域に根ざした産業などの地域資源の恩恵を受けてきました。このような恩恵を受けながら、「安心快適 住みたいまち」の実現に向けて取組み、市民が、「住みたいまち」、「住み続けたいまち」と実感しているところです。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、産業構造の変化、価値観の多様化、環境問題など、本市を取り巻く社会動向は大きく変化しています。このような状況の中でも、市民が「ずっと住み続けたい」とさらに実感でき、すべての人が、豊かに、安心して、幸せを感じながら生活できるようにすることが重要となります。そのため、市民が自ら考え、新たな北茨城市を創造し、市民と行政が協力しあい、誰もが、「ずっと住み続けたい」まちを目指します。

このようなまちづくりを進めるため、本市の将来都市像を「誰もが住みたい 安らぎと活力にあふれるまち 北茨城 ～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～」とします。

第3節 基本目標

基本理念を踏まえ、将来都市像の実現に向けて、次の6つの基本目標を定めます。

基本目標 I

市民が主役の持続可能なまちづくり (市民参画・行財政運営)



- 市民が主役となり、市民と行政が互いの信頼のもと、協働のまちづくりを推進します。
- 協働のまちづくりのため、行政情報の発信を強化し、市民の意見の収集や市政への反映を充実させるとともに、協働の仕組みづくりや活動の主体となる地域コミュニティの活性化を推進します。
- 持続可能で、自立性の高いまちづくりを目指すため、効率的かつ戦略的な行財政運営を推進します。

基本目標 II

誰もが元気で、みんなで支えあう まちづくり(健康・医療・福祉)



- ライフステージに応じた市民の健康づくりに取り組むとともに、市民病院を中心とした地域医療体制の充実に努めます。
- 誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域で助けあえる地域福祉の充実に努めます。
- 若い世代が、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるとともに、地域全体で子育てを支える体制づくりを推進します。

基本目標 III

ふるさとを想う教育・文化のまちづくり (教育・文化)



- 明日を担う子どもたちが、確かな学力と豊かな心を身につけ、郷土を誇れるように、本市独自の教育に取り組むなど、教育環境の充実に努めます。
- 市民が生涯にわたり、心豊かに、はつらつと暮らせるように、生涯学習・スポーツ活動環境の充実に努めます。
- 本市の歴史や文化など、地域の特性を活かし、質の高い芸術や文化によるまちづくりを推進します。

基本
目標Ⅳ

安らぎと利便性が高いまちづくり (都市基盤)



- 本市の特性を活かし、安らぎがあり、暮らしやすい環境づくりのため、自然と調和した計画的な土地利用や都市計画を推進します。
- 誰もが快適で便利に暮らせるように、市民のニーズに対応した道路、交通、公園、上下水道などの都市基盤の整備を推進します。
- ICT(情報通信技術)の利便性を誰もが実感できるように、ICTを活用した市民サービスの向上に努めます。

基本
目標Ⅴ

人と地球にやさしい安全なまちづくり (自然環境・生活環境)



- 本市のかけがえのない自然環境を大切に、次代に継承していくため、身近な自然環境の保全を推進します。
- 地球環境対策のため、温室効果ガスの排出抑制に努めるなど、環境にやさしい社会を形成します。
- 快適な生活環境づくりのため、公害防止、廃棄物対策の強化に努めるとともに、環境美化の意識の高揚を推進します。
- 安全で安心して暮らせる環境づくりのため、消防・救急、地域防災、防犯などのより一層の充実努めます。

基本
目標Ⅵ

創意に満ちた活力あるまちづくり (地域産業の振興)



- 産業振興を図るため、豊富な地域資源を活用し、イベントや地域ブランドの充実に努め、市内外への発信を強化します。
- 農林水産業の振興を図るため、地産地消、6次産業化などとともに、各種施策と連携した事業を推進します。
- 農山漁村の活性化を図るとともに、観光や商業と連携した新たな地域ビジネスの創出や魅力ある観光資源の開発を推進します。
- 地域の活力維持や将来の発展を支えるため、優良企業の誘致を進めるとともに、商業、工業、サービス業などの地元企業の支援に努めます。

第2章 計画の基本フレーム

第1節 将来人口の想定

国勢調査の人口推移をみると、本市の人口は、平成7（1995）年から減少傾向で推移しています。今後も人口減少や少子高齢化が進行すると予測され、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和12（2030）年の人口が35,296人まで減少すると予測されていますが、人口減少への対策を推進することにより、本計画の目標年次である令和11（2029）年の想定人口を38,500人とします。

なお、令和22（2040）年の将来人口目標については、「北茨城市人口ビジョン・創生総合戦略」策定時の目標を継承し、34,000人とします。

北茨城市人口ビジョンにおける将来人口推計

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	47,028	44,412	42,408	40,305	38,244	36,209	34,183
年少人口	5,931	4,924	4,570	4,248	4,075	4,000	3,939
生産年齢人口	29,007	25,811	23,523	21,365	19,546	18,138	16,669
高齢者人口	12,090	13,183	14,314	14,692	14,623	14,071	13,575

*平成22年～平成27年が実績値、令和2年～令和22年が推計値
(注)総人口は、年齢不詳も含むため、合計が一致しない場合があります。

参考：国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月推計）

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	47,028	44,412	41,508	38,454	35,296
年少人口	5,931	4,924	4,212	3,551	3,076
生産年齢人口	29,007	25,811	22,775	19,994	17,433
高齢者人口	12,090	13,183	14,521	14,909	14,787

*平成22年～平成27年が実績値、令和2年～令和12年が推計値
(注)総人口は、年齢不詳も含むため、合計が一致しない場合があります。



第2節 土地利用構想

1. 土地利用構想の基本方針

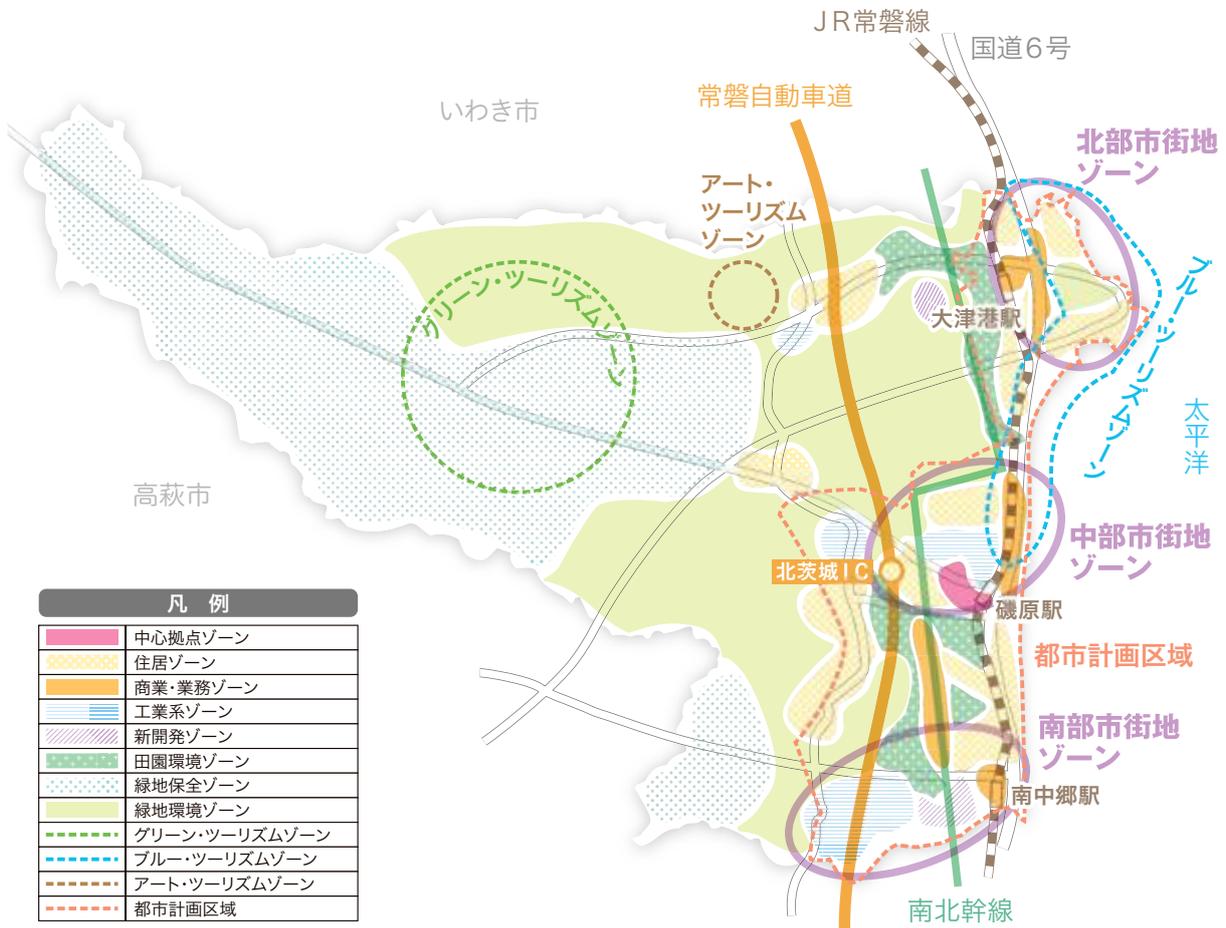
本市は豊かな自然環境に恵まれ、市域東側には、変化に富む五浦海岸をはじめ、二ツ島で知られる磯原海岸などが位置し、雄大な太平洋を望んでいます。平坦地は主要河川の大北川、花園川、里根川が流れる肥沃な田園地帯で、市域の西側は花園花貫県立自然公園に含まれる花園山や花園渓谷、大北渓谷等、緑豊かな山林で構成されています。

これらの地形的要因から、臨海部においてはJR常磐線、国道6号、常磐自動車道等の広域的な交通体系が整備されています。また、南北方向軸上にある3駅を中心に市街地の形成が図られるとともに、各地において積極的に工業団地が整備され、製造業を中心とする産業が集積するなど、市域東側で主に都市的土地利用が展開されています。

これらの土地や地形は、限られた資源であるとともに、地域社会の生活や生産の諸活動を支える基盤となるものです。

今後の土地利用にあたっては、地域特性に応じ、都市的土地利用と自然的土地利用の均衡を保ちつつ、これらの土地を有効に活用し、これまでの土地利用形成などに配慮しながら、次の6つの基本方針に沿って土地利用を推進します。

北茨城市土地利用構想図



① 長期的な視野に立った総合的・体系的土地利用

- おおよそ10年後の将来を見通した、長期的な視野に立った土地利用を推進します。
- 区域別の土地利用の方針を定め、総合的・体系的な土地利用を推進します。(拠点・ゾーン・軸の設定)

② 恵まれた自然環境の保護・保全を図り、次代に継承する土地利用

- 美しく変化に富んだ海岸・海浜、豊富な水と緑から生まれる肥沃な台地、ブナの原生林や造林によるまとまりのある森林など、本市の恵まれた自然環境を次代に継承します。
- 生態系の維持や水源かん養の観点から、保護すべき自然環境と林業など生産の場として、あるいは市民や来訪者のレクリエーション活動の場として、保全または活用すべき自然環境の明確化を図ります。

③ 地球環境と共生する持続可能な土地利用

- 南北方向の軸上に点在する市街地を囲むように、海浜ゾーン、農地・集落地からなる田園ゾーン、丘陵・山地ゾーンの豊かな自然環境が保全されているという共生型の土地利用構成を大切にされた地域づくりを進めます。
- 豊かな自然と伝統を破壊するような無秩序な乱開発を防ぐため、開発に際しては土地利用方針に基づき適正な配置となるよう努めます。

④ 地域の自然・歴史・文化と調和し、特性を活かした土地利用

- 地域の自然・歴史・文化との調和を考慮し、市街地内においては、住宅地、商業・業務地、工業・流通地、漁港地などを配置し、市街地周辺では田園・山間集落地を適切に配置するなど、地域の特性に応じた土地利用を図ることで、個性的で活力ある地域づくりを進めるとともに、安全で快適な生活環境の確保を目指します。

⑤ 住宅環境・産業環境の向上を図る土地利用

- 市街地においては、道路、公園、下水道などの整備による生活環境と産業環境の向上を図るとともに、市街地開発事業、地区計画などの導入により、良好な市街地の形成に努めます。
- 集落地の住環境、生産環境の保全と整備に努めます。

⑥ 産業振興に資する土地利用

- 農地については、生産基盤や自然資源として貴重なものであることから、優良農地を中心に積極的な保全を図ります。また、周辺の土地利用との調和を図りつつ、農地を単なる生産の場にとどめず、観光やレクリエーションの場としても積極的に活用します。
- 水産業の中核施設である漁港及び周辺地区の基盤整備など、産業振興に寄与する土地利用を推進します。
- 本市の発展につながる商業、業務、生産、研究開発等、新たな都市機能の誘導を図ります。

2. 区分別土地利用の方針

本市には、J R 常磐線の南中郷駅、磯原駅及び大津港駅を中心とした3つの市街地ゾーンが形成されています。

今後は、これらの市街地を含め、中心拠点ゾーン、住居ゾーン、商業・業務ゾーン、工業系ゾーンなどに区分し土地利用を図ります。

さらに、市街地間をネットワークする主要幹線道路の沿線については、適切な土地利用の誘導のもと一体的な市街地の整備を進めます。

① 中心拠点ゾーン

- 磯原駅を中心とする地区については、商業・業務、工業、住宅機能が集積していることから中心拠点ゾーンに位置づけ、一体的な市街地整備を進めるとともに、商業機能、行政機能、業務機能等のさらなる充実を図り、本市の中心市街地にふさわしい、にぎわいと魅力ある地域づくりを進めます。

② 住居ゾーン

- 都市計画区域内においては、計画的な市街化を推進するとともに、道路、公園、公共下水道などの基盤整備の充実に努め、良好な居住環境の形成を図ります。
- 大津港駅西地区及び南中郷駅周辺地区においては、新たな住居系市街地の配置を検討します。
- 都市計画区域外の住宅団地については、開発に際しての適切な指導などにより、ゆとりある居住環境の形成を誘導します。

③ 商業・業務ゾーン

- 大津港駅周辺、南中郷駅周辺及び各市街地に近接する国道6号沿線については、商業・業務ゾーンに位置づけ、商業・業務機能の充実と地域の特徴を活かした個性とにぎわいのあるまちなみの形成を図ります。
- 商業機能の集積が著しい中郷地区の新大北橋から中郷ニュータウンにかけての幹線道路沿いについては、地域全体での商業地の配置と需要との関係及び周辺農地への影響などに十分配慮しながら、適正な土地利用の規制、誘導に努めます。

④ 工業系ゾーン

- 磯原、中郷、上相田等の既存の工業団地、工業用地を工業系ゾーンに位置づけ、引き続き優良企業の誘致を図るとともに、立地特性や社会情勢の変化を見据え、機能更新などの環境整備を推進し、時代に対応した活力ある工業団地の形成に努めます。

⑤ 新開発ゾーン

- 南中郷駅西側においては、市勢発展に向けて広域的な動向を見極めながら、新市街地の形成を検討します。
- 市民病院周辺においては、広域的な動向を見極めながら、道路網等の整備状況を踏まえ、工業団地や住宅団地等の形成を検討します。
- 土地利用の転換にあたっては、良好な自然環境や景観特性などに考慮するとともに、既存の産業との共存に努めます。

⑥ 田園環境ゾーン

- 大北川、花園川、里根川等の沿岸周辺の田園及び集落については、田園環境ゾーンに位置づけます。
- 農地については、特色ある地域資源を活かした農業施策の展開を図り、休耕地や耕作放棄地を含めた農地の適切な利活用に努めるとともに、都市と農村の交流の場として活用を図ります。
- 主要幹線道路の沿線については、自然環境に配慮しつつ地域の活性化につながる適切な土地利用の誘導を進めます。
- ゾーン内の集落については、道路などの基盤整備を推進し、良好な田園環境の形成を図ります。

⑦ 緑地保全ゾーン

- 花園花貫県立自然公園区域と車緑地環境保全地域、下相田緑地環境保全地域及び西明寺自然環境保全地域は、緑地保全ゾーンに位置づけ、森林資源の育成、水源のかん養を図るなど、貴重な自然資源の保全に努めます。

⑧ 緑地環境ゾーン

- 緑地保全ゾーンと海岸部の市街地ゾーンに挟まれた市域中央部の森林地域及び五浦風致地区周辺を緑地環境ゾーンに位置づけ、自然環境との調和を図り、地域の活性化を推進します。
- 点在する集落地については、良好な集落環境の形成を図ります。

⑨ グリーン・ツーリズムゾーン

- 茜平総合交流施設と花園渓谷、花園オートキャンプ場、花園神社等、「緑」の観光・レクリエーション拠点をグリーン・ツーリズムゾーンに位置づけます。
- グリーン・ツーリズムは市全域を対象とし、各拠点との連携を強化しながら、都市住民が自然・文化・人々との交流を楽しむ場として提供するとともに、グリーン・ツーリズムの推進により地場産業の活性化を図ります。

⑩ ブルー・ツーリズムゾーン

- 古くから栄えてきた平潟漁港と大津漁港については、漁港地としての基盤整備と漁業振興を図るとともに、観光拠点として五浦地区、磯原海岸等、海に面した「青」の観光・レクリエーション拠点をブルー・ツーリズムゾーンに位置づけます。
- ブルー・ツーリズムは市全域を対象とし、各拠点との連携を強化しながら、歴史・文化・自然資源を活かした、広域的な交流拠点の形成を図ります。

⑪ アート・ツーリズムゾーン

- 廃校を活用し芸術活動、創作活動の場等として活用している生涯学習センターや古民家を改修したギャラリー・アトリエなど、芸術によるまちづくりの拠点をアート・ツーリズムゾーンに位置づけます。
- アート・ツーリズムは市全域を対象とし、芸術に派生する要素の一つでもある歴史・文化・自然資源を活かしながら、ブルー・ツーリズムやグリーン・ツーリズムとの連携を強化し、関係人口の創出に努めます。



第3章 施策の体系

基本目標		基本施策	
I	市民が主役の持続可能なまちづくり	1	市民協働・市民参加の推進
		2	人権の尊重
		3	都市交流の促進
		4	行財政の効率的運営
II	誰もが元気で、 みんなで支えあうまちづくり	1	健康・医療の充実
		2	地域福祉の充実
		3	社会保障の充実
III	ふるさとを想う 教育・文化のまちづくり	1	学校教育等の充実
		2	生涯学習社会の構築
IV	安らぎと利便性が高いまちづくり	1	土地利用
		2	都市基盤の充実
V	人と地球にやさしい 安全なまちづくり	1	環境保全・循環型社会の実現
		2	生活環境の向上
VI	創意に満ちた活力あるまちづくり	1	産業の振興
		2	労働環境の向上と消費者行政の推進